

栃木県太陽光発電設備導入事業に係る公募型プロポーザル
実施要領
【畜産酪農研究センター】

本実施要領は、栃木県太陽光発電設備導入事業を受託する事業者を選定するあたり、必要な事項を定めるものである。

1 事業概要

(1) 事業名

栃木県太陽光発電設備導入事業

(2) 事業内容

指定する県有施設（以下「対象施設」という。）に対し、ゼロ円ソーラー（PPA）方式により太陽光発電設備を導入するもの。詳細は別添「栃木県太陽光発電設備導入事業仕様書」（以下「仕様書」という。）及び特記事項調書のとおり。

(3) 事業期間

別添仕様書のとおり

(4) 提案単価の上限

本プロポーザルへの参加資格を有すると認められた者に対し、別途開示する。

(5) 担当所属及び問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20

栃木県環境森林部気候変動対策課

カーボンニュートラル推進室（県庁率先チーム） 担当：田中

電話 028-623-3297 FAX 028-623-3259

電子メール kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp

2 参加資格等

(1) 事業者の構成

- ① 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（以下「共同事業者」という。）とする。
- ② 共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、応募している他の共同事業者の構成員となることもできない。
- ③ 参加意向申出書等の提出後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

(2) 事業者の参加資格

次に掲げる資格要件をすべて有すること。

なお、共同事業者の場合における資格要件については、①～⑧はすべての構成員が、

- ⑨～⑪は代表事業者が、⑫はいずれかの構成員が、それぞれ有すること。

また、本業務において発生する県との契約等は代表事業者と締結するものとする。

- ① 安全かつ円滑に本事業を行うことができる者であること。

- ② 日本国内に本店又は支店を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力および適切な執行体制を有する者であること。
- ③ 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない、及びその開始決定がされていないこと。
- ⑥ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- ⑦ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立が無効とされていること（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと栃木県が認めた者を除く）。
- ⑧ 次のア～ウを全て満たし、本事業を継続的に実施するための健全な経営基盤を有しており、事業の継続性が認められる者であること。
 - ア 直近の3決算期（設立から3決算期を経していない法人の場合は、直近の1～2期）において、税引後当期純利益が連続赤字でないこと。
 - イ 直近の決算期において、純資産（自己資本）[円]が赤字（債務超過）でないこと。
 - ウ 直近の決算期において、「自己資本比率[%]（純資産（自己資本）÷総資産×100）が10%未満、かつ流動比率[%]（流動資産÷流動負債×100）が100%未満」でないこと。自己資本比率が10%以上又は流動比率が100%以上であれば、本項目には該当しない。
- ⑨ 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づく入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時まで資格を取得する見込みであること。
- ⑩ 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- ⑪ 栃木県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- ⑫ 過去5年間における「高圧施設における太陽光発電設備等の導入」の履行実績を有すること。ただし、実績は栃木県内における事業実績でなくても構わない。

3 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ① 実施要領等の公表 | 令和6年5月8日（水） |
| ② 質問（1回目）の受付期限 | 令和6年5月13日（月）17時必着 |
| ③ 質問（1回目）の回答 | 令和6年5月17日（金） |
| ④ 参加意向申出書等の提出期限 | 令和6年5月24日（金）17時必着 |
| ⑤ 現地見学会 | 令和6年6月中旬 |
| ⑥ 質問（2回目）の受付期限 | 令和6年6月17日（月）17時必着 |

- | | |
|--------------------|------------------|
| ⑦ 質問（２回目）の回答 | 令和６年６月２１日（金） |
| ⑧ 企画提案書の提出期限 | 令和６年７月５日（金）１７時必着 |
| ⑨ プレゼンテーション及びヒアリング | 令和６年７月下旬 |
| ⑩ 選定結果の通知・公表 | 令和６年７月下旬 |

（２）実施要領等の配布

- ① 配布期間：令和６年５月８日（水）～令和６年５月２４日（金）
- ② 配布場所：栃木県ホームページ（県政情報－入札・公募（業務委託））※からダウンロードできる。
※URL https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/sossen/06_02prefppa/proposal.html

（３）参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加の意向のある代表事業者は、参加意向申出書（様式１）並びに添付書類を提出すること。

① 添付書類

ア 事業者概要説明書（別添様式１）

イ 事業者（共同事業者の場合、全ての構成員）が参加資格要件を有する旨の誓約書（別添様式２）

ウ 事業者（共同事業者の場合、全ての構成員）の履歴事項証明書（参加意向申出書の提出日の前３ヶ月以内に発行されたものに限る）の写し

エ 事業者（共同事業者の場合、全ての構成員）の直近の３決算期分の貸借対照表及び損益計算書の写し※

※ 法人の設立から１会計年度を経過していない場合、申請年度の事業計画書と収支予算書の写し

※ 法人の設立から３決算期を経していない法人の場合は、直近の１～２期（提出できる全ての期間）分の貸借対照表及び損益計算書の写し

※ なお、２（２）⑧ア～ウのいずれかを満たせない事業者については、事業継続性を担保できる措置を講じることが可能である確証となるものとして、次のいずれかを提出すること。

- ・ 申請時点で税引後当期純利益の赤字や債務超過が解消され、自己資本比率や流動比率の基準をクリアしていることを確認できる書類（様式任意）
- ・ 関連企業などによる事業継続の一切を確約する書面（様式任意）及び事業継続を確約する法人などの単体ベースの直近の３決算期の貸借対照表と損益計算書

オ 事業者（共同事業者の場合、代表事業者）の、現在有効な栃木県の競争入札参加資格審査結果通知書の写し※

※ 申請中の場合、申請書の写し

カ 事業者（共同事業者の場合、いずれかの構成員）が類似事業実績を有することを説明する書類

キ 共同事業者の場合、構成員表及び構成員の責任分担及び責任割合を説明する書類

② 提出部数

1部

③ 提出先

1(5)と同じ

④ 提出期限

令和6年5月24日(金)17時必着

⑤ 提出方法※

持参又は郵送(簡易書留等、配達状況を確認できる方法によること)

※ 郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡し、受領の確認を行うこと。

※ 持参の場合は、事前に電話連絡の上、平日9時から正午、13時から17時までの間に、1(5)において、担当に手渡しすること。

(4) 参加資格確認結果等の通知及びプロポーザル関係書類の交付

参加意向申出書等を提出した者について、資格要件への適否を確認の上、参加資格確認結果等通知書を通ずる。併せて、参加資格を有する者であることを確認した全員にプロポーザル関係書類を交付する。

【プロポーザル関係書類】

- ・ 竣工建築図面及び構造計算書(抜粋)
- ・ 単線結線図
- ・ 現在の電力契約内容
- ・ 使用電力量の30分値(直近1年間程度)
- ・ 提案単価の上限

(5) 現地見学会の実施

① 実施場所

対象施設の設置候補スペース、キュービクル設置場所及びキュービクル内部等

② 実施日時等

詳細は、参加資格を有する者に対し「(4)参加資格確認結果等通知書」に記載して通知する。なお、概要は次のとおり。

ア 実施日時

以下の候補日の中から、事業者ごとに指定する。

【候補日】6月12日、13日、14日

イ 時間

30分～1時間程度

③ 留意事項

- ・ 指定された実施日時に必ず参加すること。変更は原則認めない。
- ・ 事務局が許可する場所以外の立入及び撮影を禁止する。
- ・ 現地案内により知り得た情報を、本プロポーザル参加の目的以外に使用することを禁止する。
- ・ 現地見学時における質疑は原則受け付けない。「(6)質問書の提出」に基づき対応すること。

- ・ その他、事務局及び施設管理者の指示に従うこと。

(6) 質問書の提出

本実施要領等の内容について質問のある場合は、次により質問書（様式2）を提出すること。なお、質問がない場合は、質問書の提出は不要である。

① 質問受付期間※

1回目 令和6年5月8日（水）～令和6年5月13日（月）17時（必着）

2回目 令和6年6月13日（木）～令和6年6月17日（月）17時（必着）

※受付期間外の質問に関しては、一切受け付けない。

② 提出方法

電子メール

③ 送付先

1（5）のメールアドレスのとおり

④ 回答方法

1回目 令和6年5月17日（金）に、栃木県ホームページにて公表する。

2回目 令和6年6月21日（金）に、電子メールにより、参加資格を有する者であることを確認した全員（辞退者を除く。）に通知する。

4 企画提案書の内容

(1) 提案とそれに対する評価は、対象施設ごとに行うものとする。

提案は、次の項目について行うこと。提案内容は仕様書の内容を踏まえたものであること。提案に含まれる数値、金額については、出典や算出過程等の根拠を示すこと。

なお、検討にあたっては以下の情報を参考に検討すること。

- ・ 対象施設の契約電力及び使用電力量（別紙1）
- ・ 対象施設の概略平面図（設置候補箇所等を示すもの）（別紙2）
- ・ 参加資格があると認めた者に別途交付する、単線結線図等の図面
- ・ 参加資格があると認めた者に別途交付する、現在の電力契約内容
- ・ 参加資格があると認めた者に別途交付する、対象施設の電力使用量の30分値
- ・ 参加資格があると認めた者に別途交付する、提案単価の上限

また、必要に応じて追加の書類提出に応じること。

なお、提案内容に県内企業の活用、蓄電池の導入、自家消費量の向上、事業の効果を県内の市町や事業者波及させるための創意工夫等、本実施要領及び仕様書に定めること以外の提案（以下、「独自提案」という。）がある場合、その箇所が独自提案に係るものであることがわかるよう記載すること。

① 技術提案（様式3）

ア 実施方針

対象施設における提案の基本方針、概要等を記載すること。

対象施設に導入する太陽光発電設備及びその付帯設備（以下「再エネ設備」という。）のシステム構成図を記載すること。

イ 設備容量

対象施設における太陽光パネルの公称最大出力の合計値 [kW]、パワーコンディショナ定格出力 [kW] 及び過積載率 [%] (太陽光パネルの公称最大出力の合計値÷パワーコンディショナ定格出力×100) を記載すること。

ウ 自家消費量及び温室効果ガス排出削減量

対象施設における発電量 [kWh/年]、自家消費量 [kWh/年]、自家消費率 [%] (自家消費量÷発電量×100) を記載すること。

対象施設における自家消費に伴う温室効果ガス排出削減量 [t-CO₂/年] を記載すること。排出係数は0.000608 [t-CO₂/kWh] を使用すること。

エ 設備設置仕様

再エネ設備の設置場所、設置方法 (架台等)、仕様 (寸法、重量等) を記載すること。また、カタログ等を添付すること。

各設置場所におけるリスク (外的要因が再エネ設備に与えるもの (例: 各種自然災害)、再エネ設備自体に生じるもの (例: 故障)、再エネ設備が外部に与えるもの (例: 光害)。以下同様。) と、その対策を記載すること。

各設置場所及び設置方法における、JIS C8955 (2017) に定められている荷重 (風圧、積雪、地震) に対する再エネ設備の耐荷重を、風速、積雪量、深度等を用いて記載すること。

② 事業遂行能力 (様式4)

ア 事業実施体制図

事業者 (共同事業者の場合は、代表事業者及び構成員) 及び事業者からの委任を受けて業務の一部を実施する者 (以下「協力事業者」という。) の名称及び所在地 (本店及び本事業を担当する営業所等) を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を記載すること。企画提案書の提出時点で協力事業者が未定の場合は、その選定方針 (役割、資格、県内営業所等の有無等) を記載すること。

図には、事業を実施する要員に係る資格、経験等を記載し、資格については証明する書類 (資格証等) の写しを添付すること。

併せて、故障、非常時の対応体制図も記載すること。

イ 設計工事計画等

事業者決定から運転 (試運転を除く。) 開始までの設計、工事等に係る計画及びスケジュールについて記載すること。

ウ 維持管理計画等

運転開始から再エネ設備の撤去完了 (再エネ設備を県の要求に応じて県へ無償譲渡する場合は、譲渡に係る手続きの完了) までの維持管理 (定期点検、日常点検、設備改修、遠隔監視システム等) に係る計画及びスケジュールについて記載すること。

エ 事業実施中のリスクに対する対策

事業実施中のリスクと、その対策 (損害保険の適用範囲等) を記載すること。

オ 事業収支計画

設計、工事、維持管理、撤去等について、資金調達（③の補助事業の活用を含む。）を含めた事業期間中の事業収支計画を記載すること。

③ 補助事業（様式 5）

ア 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）への適合状況

提案内容が、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203303 号制定、令和 5 年 1 月 13 日環地域事発第 2301131 号改正。以下「交付金実施要領」という。）別紙 2 2（2）ア（ア）の交付要件の各項目に適合するものであることの説明を記載すること。

イ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の対象事業費等

交付金実施要領別表第 1 に基づき、令和 6 年度及び令和 7 年度における各年度における総事業費、交付対象事業費及び補助金交付額を算出し、記載すること。

また、補助金交付額については、交付対象事業費に係る消費税及び地方消費税に相当する額を除外して算出すること。

なお、補助金交付額の上限の目安及び令和 6 年度における補助金交付額の上限については、次のとおり。

補助金交付額の上限の目安

14,000,000円

うち、令和 6 年度の補助金交付額の上限

2,800,000円

④ チェックリスト（様式 6）

様式 3～5 に記載をしたものに○をつけ、また、様式 3 に記載している項目の一部については抜粋し記載すること。

⑤ 類似業務履行実績（様式 7）

PPA 方式による太陽光発電設備の導入及び維持管理の実績その他本事業に類似する業務実績を記載すること。

⑥ 提案単価（様式 8）

本事業における提案単価及び事業期間において県が事業者を支払う PPA 電気料金の総支払額の試算値を記載すること。

また、提案単価および現在の電力需給契約の内容に基づき、事業期間における、本事業を実施した場合としない場合の対象施設全体の電力料金シミュレーション結果を添付すること。

⑦ 企画提案書の開示に係る意向申出書（様式 9）

企画提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて意向を申し出ること。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。

① 紙媒体の用紙の大きさは原則 A 4 版とすること。

② 電子データのファイル形式は、ワード、エクセル及びパワーポイントを用いて作成したファイルは作成ソフトのファイル形式（以下「編集可能データ」という。）とし、それ以外のものは PDF 形式とすること。

- ③ 企画提案書の副本については、会社名及び会社のロゴ等を記載しないこと。
なお、本実施要項又は仕様書で定める資格や要件を有する者については、会社名等を記載しなくてもその旨がわかるよう記載すること。

5 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の提出

① 提出部数

企画提案書は、対象施設ごとに作成すること。

紙媒体：9部（正1部、副8部）

データ：1セット（CD-R又はDVD-R、編集可能データ及びPDF変換したもの）

② 提出先

1（5）と同じ

③ 提出期限

令和6年7月5日（金）17時（必着）

④ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留等、配達状況を確認できる方法によること）

※ 郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡し、受領の確認を行うこと。

※ 持参の場合は、事前に電話連絡の上、平日9時から正午、13時から17時までの間に、1（5）において、担当に手渡しすること。

(2) その他

- ① プロポーザルの提出後、本県の判断により補足資料を求めることがある。
- ② 提出された書類は、返却しない。
- ③ 企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。
- ④ 提案内容の変更は認められない。

6 審査方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、必要に応じて、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施の有無、時間、方法等については、別途通知する。

(3) 審査方法

評価基準に基づき、選定委員が評価項目ごとに5段階で評価する。

評価は、対象施設ごとに行う。

(4) 契約候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者のうち、(3)による各選定委員の合計点の平均点（以下「総合点」という。）が最も高い者を契約候補者として選定する。

- ② 総合点が最も高い者が複数の場合は、選定委員会で審議の上、総合的に判断し、契約候補者を特定する。
- ③ ①、②に関わらず、総合点が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(5) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(6) 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の旨を通知する。また、選定した事業者名を栃木県ホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

(7) 契約の締結について

選定した事業者と契約内容を協議し、契約を締結する。なお、協議が不調に終わった場合、総合点が次点の者（60点未満の者を除く。）と交渉する場合がある。

7 プロポーザル後の手続き等

契約候補者選定後については、概ね次のとおりとする。

- ・ 基本設計に向けた協議（県⇄事業者）
- ・ 仕様書4（1）①②③④の実施（事業者）
- ・ 上記の結果を踏まえて基本設計を実施（事業者）
- ・ 基本設計の結果に基づき契約内容を協議（県⇄事業者）
 - ※ P P A単価及び設置費用を含む算定根拠を明らかにする
- ・ 設置費用に係る補助金交付申請（事業者⇒県）
- ・ 補助金交付決定（県⇒事業者）
- ・ 契約の締結（県⇄事業者）
- ・ 詳細設計の実施（事業者）
- ・ 詳細設計の結果を確認（事業者⇒県）
- ・ 施設使用許可申請（事業者⇒県）
- ・ 使用許可（県⇒事業者）
- ・ 工事の実施、完成（事業者）
- ・ P P A単価の決定に係る覚書を締結（県⇄事業者）
 - ※ 基本設計の時点から詳細設計及び工事に係る費用が低減できた場合、P P A単価を相当額減額する
- ・ 補助金実績報告（事業者⇒県）
- ・ 補助金の交付（県⇒事業者）
- ・ 電力供給の開始（事業者⇒県）

8 その他

- (1) 本公募及び契約締結までに事業者が要した費用はプロポーザル参加者の負担とし、県は一切負担しない。
- (2) プロポーザル及び契約の手続並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- (3) 契約候補者の企画提案書の著作権は、契約締結時点で栃木県に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書等に、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は、応募者が行うこと。
- (5) プロポーザルへの参加により栃木県等から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。本事業が完了し、契約が解除された後についても同様とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。また、内容の追加及び修正は認めない。なお、提出された書類は必要に応じ複写することができるものとする。